

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、当たる翌日)

ので、同規則同条第一項の規定により次のとおり告示する。
昭和四十二年六月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廢 止 年 月 日
樋口歯科医院	東伯郡羽合町田後五 百九十五	歯 科	昭和四十一年九月五日
中 下 医 院	境港市中町三十四	外科、皮膚泌尿器科	昭和四十二年四月二十四日

鳥取県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条又は第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、医療機関又は施術者を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診 療 科 名 又は 業 務 の 種 類	開設者名
昭和四十二年五月十五日	田村 医院	鳥取市掛出町十一番地	耳鼻咽喉科、小児科、内科、小児科、内科	田村節治
昭和四十二年五月一日	大谷 医院	八頭郡若桜町大字若桜七百九十四番地	耳鼻咽喉科、小児科、内科、小児科、内科	大谷明
昭和四十二年五月二十三日	岡村整骨院	日野郡溝口町溝口百九十七番地	柔道整復	岡村文一

告 示

鳥取県告示第四百二十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつた

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬

局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者	指 定 年 月 日	点 数 表 用
二 部 診 療 所	日野郡溝口町二部	内科、外科、産婦人科	武田千壽	昭和四十二年六月二日	乙表
齊藤内科	気高郡氣高町勝見	内科、小兒科	齊藤五彦	十三日	点数表
小兒科医院	米子市大沢	小兒科	高野英明	一日	点数表
高野歯科医院	米子市東福原字荒	歯科	松本頼之	"	"
松本歯科医院	倉吉市東町四二五	"	"	"	"

鳥取県告示第四百二十九号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第一百四十条の規定に基づき、東伯郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条の規定により告示する。

検 査 日 時	検査区域	検 査 場 所
七月二十四日午前十時から午後三時まで	東伯郡閏金町	山守小学校
二十五日午前九時から午後一時から	三朝町	鴨川小学校
二十六日正午まで午後一時から午後三時まで	竹田小学校	加茂小学校

鳥取県告示第四百三十号

食糧管理法施行規則(昭和三十二年農林省令第百三号)第一二十二条第五項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の業者登録をしたので、同規則第二十三条の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号	登録年月日	氏 名	住 所	営業所地	事 業 区 域
鳥振第八七号	昭四二、五、八	西本兼松	鳥取市下味野一九一	住所に同じ	鳥取市第二

二十七日午前十時から正午まで	小鹿小学校
午後一時から三時まで	三朝小学校
二十八日午前十時から午後三時まで	三徳小学校
三十一日午前十時三十分から午後十一時三十分まで	羽合町
午後一時から三時まで	浅津農業協同組合
一日午前九時三十分から午後三時まで	宇野小学校
二日午前九時三十分から午後一時から三時まで	長瀬小学校
三日午前九時三十分から午後三時まで	東郷町
四日	舍人公民館
七日午前九時三十分から午後三時まで	東郷小学校
泊村	花見小学校
東郷町農業協同組合松崎支所	園共同搾果場

鳥取県告示第四百三十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏名	屋号	名称又は	住所	営業所の
鳥振第二七六号	昭四二・五、二三二	吉田チエ子	陣乃花	鳥取市東品治	住所に同じ。	
"	二七七	谷口美代子	すえひろ	御弓町三六	鳥取市東品治	
"	倉振第二三九	森本久子	小鈴	東伯郡三朝町	町一〇の一	
"	二四〇	津村女子	一福	大字山田七一	住所に同じ。	
"	二四一	瀬部建一	の六	東伯郡三朝	の六	
"	"	ストハウス	の三朝九六七	大字山田七一	三朝	
"	"	谷四の二	東伯郡三朝栗町	大字大瀬字三朝		

鳥取県告示第四百三十二号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年六月二十三日から用途
廃止した。

三作業地域	鳥取市、米子市、気高町、鹿野町及び泊村
-------	---------------------

昭和四十二年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場所	面積	用途
東伯郡閏金町大字閏金宿字王子前一四九七番地先から一四七七・一四八〇合併番地先まで	二三四・六五	農道敷
字大屋敷一四七五番地先から一四五五番地先まで	一三〇・〇五	"
一四六九番地先から一四六三番地先まで	一三〇・八九	"
字王子前一四八八番地先から一四八八番地先まで	一五一・五三	水路敷
字大屋敷一四六四番地先から一四六四番地先まで	一一三・一六	"
字王子前一四九九番地先から一四七七・一四八〇合併番地先まで	一二九・七八	"
字大屋敷一四七六番地先から一四七六番地先まで	八二・〇三	"
一四六四番地先から一四六四番地先まで	三四・〇五	"
一四二九番地先		

鳥取県告示第四百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する

同法第十四条第二項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作 業 種 類 通信地図修正測量

二 終 了 年 月 日 昭和四十二年五月十六日

鳥取県告示第四百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年六月二十三日から八月間鳥取県土木部道

昭和42年6月23日 金曜日

鳥取県公報

路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年六月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

種道路類	路線名	区	間	前後別敷地の幅員		延長
				変更前	変更後	
県道	福成戸上	米子市車尾字中河原官有地先から	五・〇	九・〇	二・〇	メートル
米子線	〃 地先まで	字村ノ上一八六の四の	三八九・〇	二六・〇	三八八・八	メートル

鳥取県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十二年六月二十三日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年六月二十三日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年六月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

種道路類	路線名	区	間	供用開始の期日	
				昭和四十二年	六月二十三日
県道	米子境線	米子市西原悪水西四六二の三の地先から			
〃	福成戸上	富益町字新開武二四の一の地先まで			
〃	米子市車尾字中河原官有地先から				
〃	字村ノ上一八六の四の地先まで				